

岩手県告示第 377 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関の診療科名の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 24 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定養育医療機関 の名称	所在地	診療科名		変更年月日
		変更前	変更後	
岩手県立北上病院	北上市九年橋三 丁目 15-36	内科、精神科、神経内科、呼 吸器科、消化器科、循環器科、 小児科、外科、整形外科、脳 神経外科、呼吸器外科、泌尿 器科、産婦人科、眼科、耳鼻 いんこう科、放射線科	内科、精神科、神経内科、呼 吸器科、消化器科、循環器科、 小児科、外科、整形外科、脳 神経外科、呼吸器外科、皮膚 科、泌尿器科、産婦人科、眼 科、耳鼻いんこう科、放射線 科	平成 19 年 4 月 1 日